

協議事項

項目			考え方
規約事項	1 名称	一部事務組合の名称を定める	(仮称) 大阪市、八尾市、松原市環境施設組合
	2 構成団体		大阪市、八尾市、松原市
	3 共同処理する事務		基本合意書 1 項のとおり
	4 事務所の位置	事務所の位置を定める	大阪市内に事務所を置く (当面は、現行の「大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス」に事務所を置く)
	5 議会の組織及び議員の選挙方法	議員定数及び議席配分、選挙の方法、任期等	構成団体の人口等を基に議員配分を定め、構成団体の議会で議員の中から選挙することが一般的である
	6 組織	管理者	別紙 1 のとおり
		補助機関	
		会計管理者	
		監査委員	
		公平委員会	
		その他附属機関	
		その他	事例 東京23区清掃一部事務組合においては、管理者・副管理者を除く区長で評議会を構成し、議会案件や重要事項について協議している。
	7 経費の支弁の方法		基本合意書 8 項 ・組合の経費は、構成団体の分担金、その他の収入をもって充てる ・前項の分担金は、ごみ量割を基本に構成団体で協議し、組合規約により定める。

項目			考え方
その他	給与・勤務条件		別紙2のとおり
	事業	処理対象地域	基本合意書2項のとおり
		処理対象とすることみの種類	基本合意書3項のとおり
		ごみ焼却処理施設等	基本合意書4項のとおり
		ごみ焼却工場の整備・配置計画	基本合意書5項のとおり
		その他	収支計画等
	事業承継	職員	一部事務組合への職員の引継ぎについて
		財産	焼却工場の土地・建物等の資産、工場建設に係る地方債の承継方法について
			・行政職員は、各構成団体から派遣又は身分移管とする ・技能労務職員は、大阪市から身分移管する
			事業に付随する資産をその負債である地方債とともに一部事務組合へ移管することが一般的である



上記についての合意内容を

○規約
○条例規則
○一般廃棄物処理計画
○事業引継書

に取りまとめる